

排水設備工事申請等Web受付システム構築業務 公募型プロポーザル
事業者募集要項

1. 目的

本要項は、「排水設備工事申請等Web受付システム構築業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

本プロポーザルは、排水設備工事申請等Web受付システム構築業務を発注するための優先交渉権者を選定するにあたり、行政のデジタル化に関する専門的知識と豊富な経験を有する事業者を公募により選定するために実施するものである。

2. 事業の概要

- (1) 発注者 釜石市
- (2) 事業の名称 排水設備工事申請等Web受付システム構築業務
- (3) 業務の内容 排水設備工事申請業務受付の実施
排水設備工事竣工届受付・検査合格証発行業務の実施
指定工事店登録申請業務の実施
※詳細は、別紙「排水設備工事申請等Web受付システム構築業務公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 予算上限額 3,657 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
※上限額には必要となるライセンス使用料を含む。
- (5) 履行期間 契約の日から令和6年3月31日まで

3. 選定方法

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から、本要項に基づき提出された企画提案書等の書類を市長が庁内に設置する選定委員会において審査し、選定事業者（優先交渉権者）及び次点を選定する。

審査後、選定結果を各参加者に文書で通知するとともに公表する。なお、問合せに対する回答は行わず、審査結果に対する異議申立ては認めない。

4. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加することができるものは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 単独企業の場合
 - ア 参加申込書提出時点において、釜石市物品購入等競争入札参加資格者名簿の大分類に「OA 関連機器」として登録されていること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - エ 釜石市暴力団排除条例（平成 27 年釜石市条例第 37 号）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - オ 国税及び市税を滞納していないこと。
 - カ デジタル技術や自治体業務に精通し、本プロポーザルに関する企画を積極的に提案できる能力を有していること。
 - キ 釜石市又は他地方公共団体との DX に関する連携実績を有していること。
 - ク 本業務委託の主任技術者として業務を行う者がプレゼンテーションできること。
- (2) 共同企業体（以下、「JV」という）の場合
- ア 代表構成員が(1)の参加資格をすべて満たすものであること。
 - イ 代表構成員以外の各構成員が(1)の参加資格のうちウからカまでのをすべて満たすこと。
 - ウ JV が 2 社以上のものにより自主的に結成されたものであること。
 - エ 各構成員が本プロポーザルに参加する企業又は他の JV の構成員でないこと。

5. 参加申込

本プロポーザルの参加申込者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
※共同企業体の場合は、委任状（様式第 1-1 号）を添付すること。
- イ 実施体制（配置予定者）に関する調書（様式第 2 号）
- ウ DX に関する導入実績書（様式第 3 号）
- エ 納税証明書
※国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書
※市税：釜石市に納税義務がある場合は、「法人市民税」及び「固定資産税」等の未納税額のない証明書

(2) 参加方法及び期限

- ア 持参による提出 令和 5 年 8 月 25 日（金）午後 5 時 15 分まで
- イ 郵送による提出 書留郵便とし、令和 5 年 8 月 25 日（金）までに必着。
なお、郵送の場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 提出先 「13. 主催者及び事務局（問い合わせ先）」に記載のある担当窓口とする。

(4) 参加辞退 本プロポーザルに参加を申し込んだ後にやむを得ず参加を辞退する場合は、令和 5 年 8 月 28 日（月）午後 5 時までに辞退届（様式第 4 号）を提出のこと。

- (5) 留意事項 配置予定者は、病休、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。

6. 質問の提出及び回答

(1) 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式第 5 号）を電子メールにより送付のこと。

※メール件名に【プロポーザル質問・送信年月日(西暦 8 桁)・参加者名】を入力し、質問内容を質問票にまとめたうえで送信すること。

※電子メール以外による質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 提出期間

令和 5 年 7 月 31 日（月）から令和 5 年 8 月 7 日（月）午後 5 時 15 分まで

(3) 提出先

「13. 主催者及び事務局（問い合わせ先）」に記載のある担当窓口とする。

(4) 回答方法

令和 5 年 8 月 18 日（金）を目途にホームページにて掲載する。なお、回答にあたっては、質問を行った事業者名は公表しない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

1 者 1 提案、提出部数 12 部とし、下記提出先へ企画提案書（様式第 6 号）及び見積書（様式第 7 号）を添付し、郵送又は持参で提出する。また、提出する企画提案書は、下記のとおりとする。

企画提案書の記載内容は、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

ア 企画提案書（様式第 6 号）

(ア) 体裁

A 4 版両面印刷 15 枚以内

(イ) 記載項目

- a システムの概要
- b システムの導入により実現する市職員の利便性向上の具体的な内容
- c システムの導入により実現する申請者の利便性向上の具体的な内容
- d DX に関する導入事例と効果
- e システムの導入スケジュール案
- f 職員向け操作研修の内容
- g 申請者向け操作研修の内容
- h システムの保守サービスのサポート体制

イ 添付書類

見積書（様式第 7 号）

- ・導入に係る費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）を記載すること。また、仕様書の業務内容に基づく具体的な積算内訳を記載すること。
- ・導入後の運用経費を参考見積として付記すること。

(2) 提出方法及び期限

ア 持参による提出 令和 5 年 8 月 25 日（金）午後 5 時 15 分まで

イ 郵送による提出 書留郵便とし、令和 5 年 8 月 25 日（金）までに必着。

なお、郵送の場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 提出先 「13. 主催者及び事務局（問い合わせ先）」に記載のある担当窓口とする。

(4) 留意事項

ア 提出されたすべての書類は、返却しない。

イ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

ウ 提出された資料は、提出したものに無断でこのプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

エ 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

オ 市は、審査及び説明を目的として提出書類の写しを作成し、使用できるものとする。

8. 企画提案書に係るプレゼンテーション

下記により、企画提案書のプレゼンテーションを実施する。

(1) 場所 釜石市役所第 7 会議室を予定

(2) 日程 令和 5 年 9 月 1 日（金）

※審査会場・審査日について、諸般の事情により変更する場合があるため、企画提案書を提出したものに対して別途通知する。

9. スケジュール

令和 5 年 7 月 31 日（月）	公告
令和 5 年 7 月 31 日（月）	参加申込書受付開始
令和 5 年 7 月 31 日（月）	企画提案書受付開始
令和 5 年 7 月 31 日（月）	質問受付開始
令和 5 年 8 月 7 日（月）	質問受付締切
令和 5 年 8 月 18 日（金）	質問回答
令和 5 年 8 月 25 日（金）	参加申込書受付締切
令和 5 年 8 月 25 日（金）	企画提案書受付締切
令和 5 年 8 月 28 日（月）	辞退届提出締切
令和 5 年 9 月 1 日（金）	プレゼンテーション
令和 5 年 9 月 7 日（木）	選定事業者及び次点決定 結果報告

10. プロポーザルの費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

11. 失格条件

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要項等で示された提出期日、提出場所、提出方法に適合しない書類の提出があった場合

エ プレゼンテーションを無断で欠席した場合

オ 見積書の金額が 2. (4) の予算上限額を超過した場合

カ この要項に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

12. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円及び時間は日本の標準時とする。

(2) 情報公開および提供

提出書類は、釜石市情報公開条例(昭和 63 年条例第 22 号)の規定に基づく情報公開請求の対象となる可能性がある。

なお、本プロポーザル受託候補者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成したものに帰属する。受託先に選定されたものが作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市が受託先にあらかじめ通知することにより、その一部または全部を無償で使用(複製、転記又は転写)することができるものとする。

(4) 提案者は、本プロポーザル及びその後の業務の履行への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

(5) その他の詳細については、契約締結時に市及び受注者により誠意をもって協議するものとする。

13. 主催者及び事務局(問い合わせ先)

(1) 主催者 釜石市

(2) 事務局 釜石市建設部下水道課

〒026-0002 岩手県釜石市大平町四丁目 2 番 20 号

TEL:0193-22-1061 (直通)

FAX:0193-22-3810

E-mail:gesui@city.kamaishi.iwate.jp